Smart Meサービス利用規約 【現改比較表】 2025年10月1日現在

~2025年9月30日

2025年10月1日~

第2章 サービスの種類

第4条 本サービスの種類

本サービスで提供されるサービスメニューは、別紙1「Smart Meサービスメニュー」に定める 通りとします。

2 契約者は、入退室サービスと身分証サービスの両方、若しくは<u>片方</u>のみを選択して<u>利用</u>することができます。

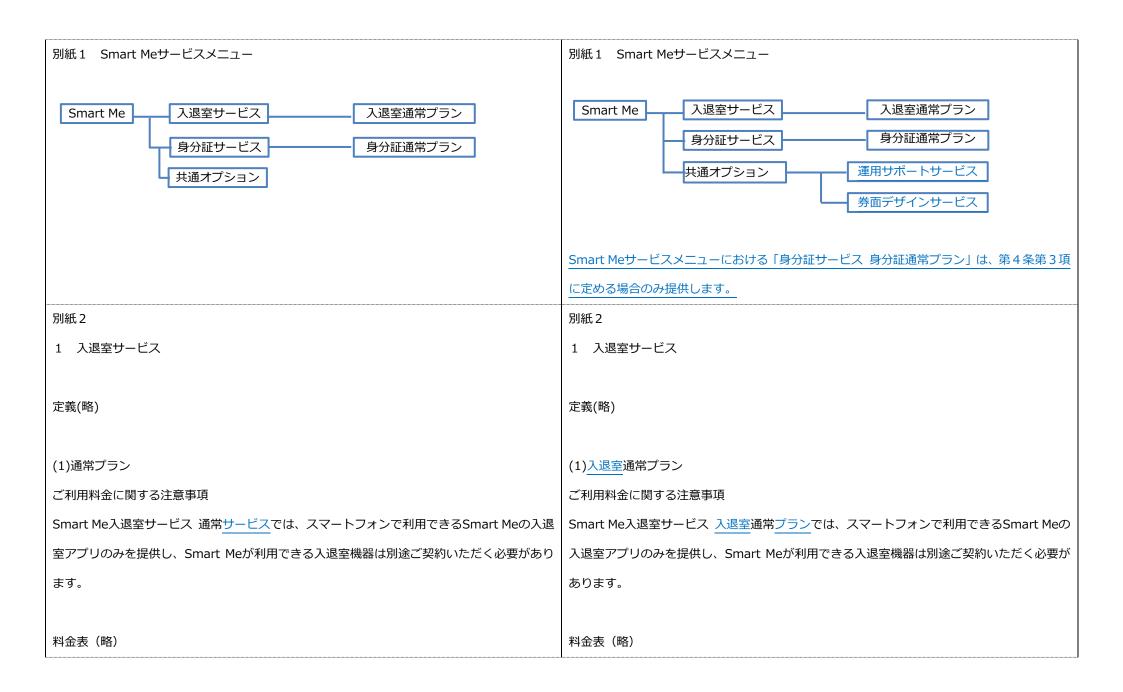
3 当社は、必要に応じて本サービスの内容(別紙に定めるサービスメニュー、その他Smart Meのサービス仕様書)を変更することができるものとします。なお、別紙に定めるサービスメニュー、その他Smart Meサービスの使用に変更が生じた場合は、契約者に対し、第24条(契約者に対する通知)に定める方法又はそのほかの適切な方法により周知します。

第2章 サービスの種類

第4条 本サービスの種類

本サービスで提供されるサービスメニューは、別紙1「Smart Meサービスメニュー」に定める 通りとします。

- 2 <u>本サービスの申込者</u>は、入退室サービスと身分証サービスの両方、若しくは<u>入退室サービ</u>スのみを選択して申込みをすることができます。
- 3 2025年10月1日以降の身分証サービスの新規または追加利用の申込については、当社は、 入退室サービスまたは別紙3に記載のサービスの、新規または既存契約者からの申込みである 場合に限り、申込みを受け付けます。
- 4 当社は、必要に応じて本サービスの内容(別紙に定めるサービスメニュー、その他Smart Meのサービス仕様書)を変更することができるものとします。なお、別紙に定めるサービスメニュー、その他Smart Meサービスの仕様に変更が生じた場合は、契約者に対し、第24条(契約者に対する通知)に定める方法又はそのほかの適切な方法により周知します。



3 身分証サービス

身分証通常プラン

定義~bPassportの内容と個人情報の取り扱い (略)

料金表

通則

(略)

利用料金

1 適用

区分	内容	
利用料金の適用	利用料金は、2(料金額)に規定するサービス利用基本料を合算して適用	
	します。開通月より課金を開始します。	

2 身分証サービス

身分証通常プラン

定義~bPassportの内容と個人情報の取り扱い (略)

料金表

通則

(略)

利用料金

1 適用

区分	内容		
利用料金の適用	利用料金は、2 (料金額) に規定するサービス利用基本料を合算して適用		
	します。開通月より課金を開始します。		

初期費用の適用	Smart Me の導入時に課金します。契約者が身分証サービスに係る本契約
	の申込時に申告する組織の所属人数または利用予定人数の内、いずれか多
	い方に応じて、2(料金額)に規定する初期費用の料金を適用します。
	 ※導入後に組織の所属人数または利用予定人数に変更がある場合は、契約
	 者は、変更が生じた日を含む月の月末までに当社所定の方法により申出を
	するものとします。この場合、変更後の人数に応じた初期費用から導入時
	における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。
	 ※有効 ID 数が、契約者が上記申込時に申告した組織の所属人数または利
	 用予定人数に応じて適用される初期費用における上限値を超えていると
	 当社が判断した場合は、有効 ID 数を変更後の人数とみなして、当該人数
	 に応じた初期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支
	払いいただきます。
ID 登録料の適用	ID 登録料は、料金月の初日から末日の期間に契約者が新規に登録 (本規約
	の定めにより失効した ID の登録も含む) を行った ID 数に対して適用しま
	す。
月額利用料	料金月の末日時点における有効 ID 数に対して適用します。
身分証検証費用の	身分証の QR コードを検証者に提示し、それを検証した回数の累計回数で
適用	 課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一
	 組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、
	 課金対象としません。また利用回数が 0 回の場合課金はいたしません。

2	料金額
_	竹亚钦

(略)

の申込時に申告する組織の所属人数または利用予定人数の内、いずれか多い方に応じて、2(料金額)に規定する初期費用の料金を適用します。 ※導入後に組織の所属人数または利用予定人数に変更がある場合は、契約者は、変更が生じた日を含む月の月末までに当社所定の方法により申出をするものとします。この場合、変更後の人数に応じた初期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。 ※有効 ID 数が、契約者が上記申込時に申告した組織の所属人数または利用予定人数に応じて適用される初期費用における上限値を超えていると当社が判断した場合は、有効 ID 数を変更後の人数とみなして、当該人数に応じた初期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。 ID 登録料の適用 ID 登録料は、料金月の初日から末日の期間に契約者が新規に登録(本規約の定めにより失効した ID の登録も含む)を行った ID 数に対して適用します。 月額利用料の適用 料金月の末日時点における有効 ID 数に対して適用します。 身分証検証費用の 身分証の QR コードを検証者に提示し、それを検証した回数の累計回数で 課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、課金対象としません。また利用回数が 0 回の場合課金はいたしません。	初期費用の適用	Smart Me の導入時に課金します。契約者が身分証サービスに係る本契約
※導入後に組織の所属人数または利用予定人数に変更がある場合は、契約者は、変更が生じた日を含む月の月末までに当社所定の方法により申出をするものとします。この場合、変更後の人数に応じれ初期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。 ※有効 ID 数が、契約者が上記申込時に申告した組織の所属人数または利用予定人数に応じて適用される初期費用における上限値を超えていると当社が判断した場合は、有効 ID 数を変更後の人数とみなして、当該人数に応じた初期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。 ID 登録料の適用 ID 登録料は、料金月の初日から末日の期間に契約者が新規に登録(本規約の定めにより失効した ID の登録も含む)を行った ID 数に対して適用します。 月額利用料の適用 料金月の末日時点における有効 ID 数に対して適用します。 身分証検証費用の 身分証の QR コードを検証者に提示し、それを検証した回数の累計回数で適用 課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、		の申込時に申告する組織の所属人数または利用予定人数の内、いずれか多
者は、変更が生じた日を含む月の月末までに当社所定の方法により申出をするものとします。この場合、変更後の人数に応じた初期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。 ※有効 ID 数が、契約者が上記申込時に申告した組織の所属人数または利用予定人数に応じて適用される初期費用における上限値を超えていると当社が判断した場合は、有効 ID 数を変更後の人数とみなして、当該人数に応じた初期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。 ID 登録料の適用 ID 登録料は、料金月の初日から末日の期間に契約者が新規に登録(本規約の定めにより失効した ID の登録も含む)を行った ID 数に対して適用します。 月額利用料の適用 料金月の末日時点における有効 ID 数に対して適用します。 身分証検証費用の 身分証の QR コードを検証者に提示し、それを検証した回数の累計回数で適用 課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、		い方に応じて、2(料金額)に規定する初期費用の料金を適用します。
するものとします。この場合、変更後の人数に応じた初期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。 ※有効 ID 数が、契約者が上記申込時に申告した組織の所属人数または利用予定人数に応じて適用される初期費用における上限値を超えていると当社が判断した場合は、有効 ID 数を変更後の人数とみなして、当該人数に応じた初期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。 ID 登録料の適用 ID 登録料は、料金月の初日から末日の期間に契約者が新規に登録(本規約の定めにより失効した ID の登録も含む)を行った ID 数に対して適用します。 月額利用料の適用 料金月の末日時点における有効 ID 数に対して適用します。 身分証検証費用の 身分証の QR コードを検証者に提示し、それを検証した回数の累計回数で 課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、		※導入後に組織の所属人数または利用予定人数に変更がある場合は、契約
における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。 ※有効 ID 数が、契約者が上記申込時に申告した組織の所属人数または利用予定人数に応じて適用される初期費用における上限値を超えていると当社が判断した場合は、有効 ID 数を変更後の人数とみなして、当該人数に応じた初期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。 ID 登録料の適用 ID 登録料は、料金月の初日から末日の期間に契約者が新規に登録(本規約の定めにより失効した ID の登録も含む)を行った ID 数に対して適用します。 月額利用料の適用 料金月の末日時点における有効 ID 数に対して適用します。 身分証検証費用の 身分証の QR コードを検証者に提示し、それを検証した回数の累計回数で 課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、		者は、変更が生じた日を含む月の月末までに当社所定の方法により申出を
※有効 ID 数が、契約者が上記申込時に申告した組織の所属人数または利用予定人数に応じて適用される初期費用における上限値を超えていると当社が判断した場合は、有効 ID 数を変更後の人数とみなして、当該人数に応じた初期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。 ID 登録料の適用 ID 登録料は、料金月の初日から末日の期間に契約者が新規に登録(本規約の定めにより失効した ID の登録も含む)を行った ID 数に対して適用します。 月額利用料の適用 料金月の末日時点における有効 ID 数に対して適用します。 身分証検証費用の 身分証の QR コードを検証者に提示し、それを検証した回数の累計回数で課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、		するものとします。この場合、変更後の人数に応じた初期費用から導入時
用予定人数に応じて適用される初期費用における上限値を超えていると当社が判断した場合は、有効 ID 数を変更後の人数とみなして、当該人数に応じた初期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。 ID 登録料の適用 ID 登録料は、料金月の初日から末日の期間に契約者が新規に登録(本規約の定めにより失効した ID の登録も含む)を行った ID 数に対して適用します。 月額利用料の適用 料金月の末日時点における有効 ID 数に対して適用します。 身分証検証費用の 身分証の QR コードを検証者に提示し、それを検証した回数の累計回数で課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、		における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。
社が判断した場合は、有効 ID 数を変更後の人数とみなして、当該人数に応じた初期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。 ID 登録料の適用 ID 登録料は、料金月の初日から末日の期間に契約者が新規に登録(本規約の定めにより失効した ID の登録も含む)を行った ID 数に対して適用します。 月額利用料の適用 料金月の末日時点における有効 ID 数に対して適用します。 身分証検証費用の 身分証の QR コードを検証者に提示し、それを検証した回数の累計回数で 課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、		※有効 ID 数が、契約者が上記申込時に申告した組織の所属人数または利
じた初期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。 ID 登録料の適用 ID 登録料は、料金月の初日から末日の期間に契約者が新規に登録(本規約の定めにより失効した ID の登録も含む)を行った ID 数に対して適用します。 月額利用料の適用 料金月の末日時点における有効 ID 数に対して適用します。 身分証検証費用の 身分証の QR コードを検証者に提示し、それを検証した回数の累計回数で 課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、		用予定人数に応じて適用される初期費用における上限値を超えていると当
ただきます。 ただきます。 ID 登録料の適用 ID 登録料は、料金月の初日から末日の期間に契約者が新規に登録(本規約の定めにより失効した ID の登録も含む)を行った ID 数に対して適用します。 月額利用料の適用 料金月の末日時点における有効 ID 数に対して適用します。 身分証検証費用の 身分証の QR コードを検証者に提示し、それを検証した回数の累計回数で適用 課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、		社が判断した場合は、有効 ID 数を変更後の人数とみなして、当該人数に応
ID 登録料の適用 ID 登録料は、料金月の初日から末日の期間に契約者が新規に登録(本規約の定めにより失効した ID の登録も含む)を行った ID 数に対して適用します。 月額利用料の適用 料金月の末日時点における有効 ID 数に対して適用します。 身分証検証費用の 身分証の QR コードを検証者に提示し、それを検証した回数の累計回数で適用 課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、		じた初期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支払いい
の定めにより失効した ID の登録も含む)を行った ID 数に対して適用します。 月額利用料の適用 料金月の末日時点における有効 ID 数に対して適用します。 身分証検証費用の 身分証の QR コードを検証者に提示し、それを検証した回数の累計回数で適用 課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、		ただきます。
す。 月額利用料の適用 料金月の末日時点における有効 ID 数に対して適用します。 身分証検証費用の 身分証の QR コードを検証者に提示し、それを検証した回数の累計回数で適用 課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、	ID 登録料の適用	ID 登録料は、料金月の初日から末日の期間に契約者が新規に登録(本規約
月額利用料の適用 料金月の末日時点における有効 ID 数に対して適用します。 身分証検証費用の 身分証の QR コードを検証者に提示し、それを検証した回数の累計回数で 課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一 組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、		の定めにより失効した ID の登録も含む)を行った ID 数に対して適用しま
身分証検証費用の 身分証の QR コードを検証者に提示し、それを検証した回数の累計回数で 適用 課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一 組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、		₫.
適用 課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一 組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、	月額利用料の適用	料金月の末日時点における有効 ID 数に対して適用します。
組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、	身分証検証費用の	身分証の QR コードを検証者に提示し、それを検証した回数の累計回数で
	適用	課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一
課金対象としません。また利用回数が 0 回の場合課金はいたしません。		組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、
		課金対象としません。また利用回数が 0 回の場合課金はいたしません。

2 料金額

(略)

4 共通オプション			3 共通オプション		
共通オプションとは入退室サービス及び身分証サービスに適用されるオプションサービスを			ー 共通オプションとは入退室サービス及び身分証サービスに適用されるオプションサービスを		
いいます。		()	います。		
運用サポートサービス〜料金表 (略)			運用サポートサービス〜料金表 (略)		
利用料金			利用料金		
1 適用			1 適用		
区分	内容		区分	内容	
運用サポートサービ	(略)		運用サポートサービ	(略)	
スの適用			ス利用料金の適用		
券面デザインサービ	(略)		券面デザインサービ	(略)	
スの適用			ス利用料金の適用		
2 料金額			2 料金額		
(略)			(略)		
		別紙 3			
			第4条第3項に定めるサービスは以下の通りとします。		
			・セコム株式会社が提供する「セコムスマホID」		

附 則(令和7年9月24日 CAS2サ000400014737-01号)
(実施期日)
1 この改正規定は、令和7年10月1日から実施します。
<u>(経過措置)</u>
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他債務については、なお従前の通りとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いに
ついては、なお従前の通りとします。